



町会・自治会への 助成制度一覧 (令和8年度版)

地域のちから推進部 地域調整課

(令和8年10月現在)

【やりたいことから助成制度を探す】

1 加入促進活動を行いたい

- (1) 加入促進支援・子ども向け地域活性化事業助成
 - ア 活動周知や加入促進を行うチラシ作成・ポスティング費用 **【R8拡充】** 3
 - イ 町会・自治会未加入世帯も参加できる子ども向けイベント費用 **【R8拡充】** 4
- (2) 地域活性化事業助成 5

2 盆踊りなどの行事でやぐら・舞台を設置したい

- (1) 行事に係る舞台設置等の事業助成 **【R8新規】** 6～7

3 掲示板を設置、建て替え、修繕したい

- (1) 掲示板設置費用助成 8～9

4 防災倉庫を設置、建て替え、修繕したい

- (1) 自主防災倉庫設置事業助成 10～11

5 町会・自治会行事に使用する物品を購入、追加したい

- (1) 活動用テント購入助成 **【R8拡充（令和10年度まで）】** 12
- (2) 活動活性化用物品助成
 - ア 活動活性化用物品 13
 - イ 加入勧誘時配付用物品 14
 - ウ デジタル回覧板導入物品 15

6 防犯パトロールに使用する物品を購入、追加したい

- (1) 地域防犯活動助成 16

7 防犯カメラを設置したい

- (1) 地域における見守り活動支援事業補助金 17

8 私道防犯灯を設置、取り替えたい

- (1) 私道防犯灯設置助成 18

9 会館・土地の賃借料、会議室の使用料の助成を受けたい

- (1) 会館等賃借料及び借用施設の使用料助成
 - ア 会館・土地の賃借料 19
 - イ 借用施設の使用料 20

10 会館の建設、修繕等を行いたい

- (1) 会館整備事業助成
 - ア 建設、修繕、用地取得 21
 - イ 不動産登記に伴う法定手続き費用 22

11 環境に貢献する活動をしたい

- (1) 環境基金助成 23

《参考》

1 助成金の活用事例	24～27
2 相談窓口	28

1 加入促進活動を行いたい

(1) 加入促進支援・子ども向け地域活性化事業助成

ア 活動周知や加入促進を行うチラシ作成・ポスティング費用 【R8 拡充】

助成対象事業	町会・自治会に関する活動内容の周知及び未加入世帯への加入勧奨を行うためのチラシ、ポスターの作成費用、配布にかかるポスティング費用を助成します。 ※ 他の助成金等との併用はできません。								
対 象 団 体 及 び 助 成 金 額	① 町会・自治会・・・・・・・・・・・・・上限は下記参照 ② 複数の町会・自治会・・・・・・・・・・・・・上限 10万円（対象経費の10割） ③ 地区町会・自治会連合会 拡充 ・・・・・・・・・・・・・上限 50万円（対象経費の10割） ※ 同一年度内において、「①または②」と「③」それぞれ1回のみ申請が可能です。								
上 記 ① の 助 成 金 額	チラシ、ポスターの作成費用、配布にかかるポスティング費用（対象経費の10割） <table border="1" style="margin: 10px auto; width: 60%;"> <thead> <tr> <th>各町会・自治会の総世帯数</th><th>助成の上限額</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1～1,000世帯</td><td>10万円</td></tr> <tr> <td>1,001～2,000世帯</td><td>15万円</td></tr> <tr> <td>2,001世帯以上</td><td>20万円</td></tr> </tbody> </table> ※ 総世帯数については地域担当の区民事務所にご確認ください。	各町会・自治会の総世帯数	助成の上限額	1～1,000世帯	10万円	1,001～2,000世帯	15万円	2,001世帯以上	20万円
各町会・自治会の総世帯数	助成の上限額								
1～1,000世帯	10万円								
1,001～2,000世帯	15万円								
2,001世帯以上	20万円								
募 集 期 間	5月1日から12月末まで ※ 原則、1日から末日に申請のあったものに対し翌月中旬までに交付決定します（お急ぎの場合は要相談）。								
チ ラ シ に 記載する内容	チラシ、ポスター作成時は以下の4点の記載をお願いします。 ① 『町会・自治会』の名称 ② 『地域の避難所名、避難所を運営しているすべての町会・自治会』の名称 ③ 『加入のための申し込み連絡先』 ④ 『町会・自治会の活動内容』 例）防犯・防火パトロール、清掃美化活動 交通安全運動への協力、防犯カメラ・防犯灯の維持管理 等								
留 意 点	① 交付決定前に支払った経費・実施した事業は助成対象外です。 ② 事業終了後に実績報告書を提出し、3月31日までに助成金額確定通知書を受け取る必要があります。 ※ 助成金の支払いは、原則、1日から末日に実績報告書の提出があったものに対し翌月中旬までに助成金額の確定を行い、下旬頃に振込みます（お急ぎの場合は要相談）。								
相 談 窓 口	地域担当の区民事務所（連絡先は28ページをご覧ください）								

イ 町会・自治会未加入世帯も参加できる子ども向けイベント費用 **【R8拡充】**

助成対象事業	町会・自治会が主体的となり企画・運営し、町会・自治会未加入世帯も参加できる子ども向けに実施するイベント費用を助成します。 ※ 他の助成金等との併用はできません。
対象団体 及び 助成金額	子ども向けのイベント費用（対象経費の10割） ① 町会・自治会・・・・・・・・・・・・・・・・・・1回の上限 30万円 ② 複数の町会・自治会が共同で実施する場合・・・・・・・・・・上限100万円 （1団体あたり上限 30万円） ※ 同一年度内において、原則1回のみ申請が可能です。 ※ ①の場合のみ、同一年度で2回まで申請が可能です。 【拡充】
募集期間	5月1日から12月末まで ※ 原則、1日から末日に申請のあったものに対し翌月中旬までに交付決定します（お急ぎの場合は要相談）。
対象となる 経費の例	① 講師への謝礼 ⑥ 木材等の事業実施に必要な材料代 ② 会議参加者へのお茶代 ⑦ 事業実施のためのイベント保険料 ③ チラシ等の印刷経費 ⑧ 事業参加者に対する参加賞 ④ 郵送料 ⑨ 舞台設営、撤去等の委託経費 ⑤ 事業実施に必要な消耗品 ⑩ 事業実施のための一過性の工事経費 等
対象外となる 経費の例	① 町会・自治会役員や内部団体への謝礼金 ② 食事代、弁当代、アルコール飲料代、茶菓子代 ③ 懇親会や新年会等、懇親のみを目的とする事業経費 ④ 税込単価50,000円を超える物品 ⑤ 税込単価1,000円を超える参加賞 ⑧ 贈答品、記念品 ⑥ 税込単価5,000円を超える景品 ⑨ 恒久的な設備の工事経費 ⑦ 金券類（商品券、図書カード等） ⑩ 備蓄用の物品、食品 等
留意点	① 交付決定前に支払った経費・実施した事業は助成対象外です。 ② 同一年度で2回目を申請する場合、1回目と同じ内容のイベントは申請できません。 ③ 事業終了後に実績報告書を提出し、3月31日までに助成金額確定通知書を受けることが必要です。 ※ 助成金の支払いは、原則、1日から末日に実績報告書の提出があったものに対し翌月中旬までに助成金額の確定を行い、下旬頃に振込みます（お急ぎの場合は要相談）。
相談窓口	地域担当の区民事務所（連絡先は28ページをご覧ください）

（２）地域活性化事業助成

助成対象事業	新たに実施する事業のうち、町会・自治会が主体的となり企画・運営し、独自性のある事業に助成します。 ※ 他の助成金等との併用はできません。																	
対 象 団 体 及 び 助 成 金 額	① 町会・自治会・・・・・・・・・・・・・・・・・・上限 ２０万円 ② 複数の町会・自治会が共同で実施する事業・・・・・・・・・・上限１００万円 （１団体あたり上限 ２０万円） ③ 足立区町会・自治会連合会、地区町会・自治会連合会・上限１００万円 ※ 同一年度内において、「①または②」と「③」それぞれ１回のみ申請が可能です。 ※ 助成を受けた次の年度までは次の申請ができません。																	
募 集 期 間	<table><tr><td></td><td>募集期間</td><td>交付決定時期</td></tr><tr><td>第１回</td><td>３月１日から３月３１日</td><td>４月中旬</td></tr><tr><td>第２回</td><td>４月１日から６月３０日</td><td>７月中旬</td></tr><tr><td>第３回</td><td>７月１日から９月３０日</td><td>１０月中旬</td></tr><tr><td>第４回</td><td>１０月１日から１２月末</td><td>１月中旬</td></tr></table>				募集期間	交付決定時期	第１回	３月１日から３月３１日	４月中旬	第２回	４月１日から６月３０日	７月中旬	第３回	７月１日から９月３０日	１０月中旬	第４回	１０月１日から１２月末	１月中旬
	募集期間	交付決定時期																
第１回	３月１日から３月３１日	４月中旬																
第２回	４月１日から６月３０日	７月中旬																
第３回	７月１日から９月３０日	１０月中旬																
第４回	１０月１日から１２月末	１月中旬																
対 象 と な る 経 費 の 例	① 講師への謝礼 ② 会議参加者へのお茶代 ③ チラシ等の印刷経費 ④ 郵送料 ⑤ 事業実施に必要な物品 ⑥ 事業実施のためのイベント保険料 ⑦ 事業参加者に対する記念品、参加賞 ⑧ 舞台設営、撤去等の委託経費 ⑨ チラシ等のポスティング委託経費 ⑩ 事業実施のための一過性の工事経費 等																	
対 象 外 と な る 経 費 の 例	① 町会・自治会役員や内部団体への謝礼金 ② 食事代、弁当代、アルコール飲料代、茶菓子代 ③ 懇親会や新年会等、懇親のみを目的とする事業経費 ④ 税込単価１，０００円を超える参加賞 ⑤ 税込単価２，０００円を超える記念品 ⑥ 税込単価５，０００円を超える景品 ⑦ 恒久的な設備の工事経費 ⑧ 金券（商品券、図書カード等） ⑨ 備蓄用の物品、食品 等																	
留 意 点	① 申請書受付後に審査会があります。 ② 交付決定前に支払った経費・実施した事業、過去に助成を受けた事業と同一の事業と判断できるものは助成対象外です。 ③ 事業終了後に実績報告書を提出し、３月３１日までに助成金額確定通知書を受けることが必要です。 ※ 助成金の支払いは、原則、１日から末日に実績報告書の提出があったものに対し翌月中旬までに助成金額の確定を行い、下旬頃に振込みます（お急ぎの場合は要相談）。																	
相 談 窓 口	地域担当の区民事務所（連絡先は２８ページをご覧ください）																	

2 盆踊りなどの行事でやぐら・舞台を設置したい

(1) 行事に係る舞台設置等の事業助成 **【R8新規】**

助成対象事業	夏まつりや盆踊り等の行事を実施する際の舞台、やぐら等の設置費用を助成します。 ※ 他の助成金等との併用はできません。
対 象 団 体 及 び 助 成 金 額	舞台、やぐら等の設置・撤去等費用（対象経費の10割） ① 町会・自治会・・・・・・・・・・・・・上限 40万円 ② 複数の町会・自治会が共同で実施する事業・・・・・・・・・・・・・上限 80万円 （①の40万円から1団体増えるごとに10万円を加算） ※ 同一年度内に①か②のどちらか1回のみ申請が可能です。 ※ 1,000円未満の端数が生じた場合は切り捨てです。
募 集 期 間	5月1日から12月末まで ※ 対象経費を支払い後に申請してください。 ※ 原則、1日から末日に申請のあったものに対し翌々月中旬までに交付決定します（お急ぎの場合は要相談）。 ※ 助成金の振込み時期について、交付決定後に請求書兼口座振替依頼書を提出いただき、原則1か月～2か月後に助成金を振込みます（お急ぎの場合は要相談）。
助成対象経費	① 舞台、やぐらの設置・撤去等に係る委託料・賃借料 ② 放送設備の設置・撤去等に係る委託料・賃借料 ③ 放送設備や照明に係る、電気設備の設置・撤去等に係る工事費 ④ テントの設置・撤去等に係る委託料・賃借料
留 意 点	① 『町会・自治会未加入世帯も参加できる子ども向けイベント費用助成』や『地域活性化事業助成』等、その他の助成金を受けて実施した事業は助成対象外です。 ② 懇親会や新年会等、懇親のみを目的とする事業は助成対象外です。 ③ 恒久的な設備の工事経費は助成対象外です。 ④ 申請を行う設置物（舞台・やぐら、放送設備、電気設備、テント）は、すべて写真を提出する必要があります。事業実施時に必ず写真を撮るようにしてください。 ⑤ 公園内で実施する際は、申請時に<u>パークイノベーション推進課</u>からの許可書が必要です。許可書の発行方法は7ページをご覧ください。 ⑥ 学校で実施する際は、申請前に<u>学校施設管理課</u>からの承認書が必要です。承認書の発行方法は7ページをご覧ください。
相 談 窓 口	地域担当の区民事務所（連絡先は28ページをご覧ください）

許可書 発行方法	公園で実施するためのパークイノベーション推進課への提出書類 照明等の設置、車の乗り入れ、物品の販売等の営業行為、火気の使用、食品の提供等がある場合は、内容に応じて確認や調整が必要になることがあります。申請方法の詳細については、<u>パークイノベーション推進課公園占用・台帳担当</u>にお問い合わせください。 ① 公園占用申請書 ② 公園占用料減免申請書 ③ やぐら、テント等の仮設工作物を設置する場合は、工作物の位置を記入した平面図等の現地図 お問い合わせ先：03-3880-0799
承認書 発行方法	学校で実施するための副校長への提出書類 足立区立学校施設使用申請書 ※ 学校ごとに校庭やその他設備の仕様・状況が異なるため、申請を行う前に副校長に相談し、舞台、やぐら等の設置が学校活動に支障がないことの確認と、学校長から使用許可の内諾を得る必要があります。その後、必要書類を副校長から受け取り必要箇所を記入して副校長に提出してください。申請方法・貸し出しの詳細については、<u>学校施設管理課管理係</u>にお問い合わせください。
学校の利用 に際しての 注意事項	① 申請目的以外で使用しないでください。 ② 学校敷地内で喫煙しないでください。 ③ 学校敷地内で飲食または飲酒をしないでください。ただし、教育委員会が承認した場合を除きます。 ④ 営利・営業を目的に使用しないでください。 ⑤ 入場料を取るなど、施設内で金銭の授受をしないでください。 ⑥ 近隣住民、他の使用者に迷惑を及ぼす行為をしないでください。 ⑦ 宗教的な目的で使用しないでください。 ⑧ 使用承認以降は、学校の指示に従い使用してください。 ⑨ その他、教育委員会の指示を厳守してください。 ※ ご不明な点や詳細につきましては、個別にご相談に応じますので、必ず事前に<u>学校施設管理課管理係</u>へご連絡ください。 お問い合わせ先：03-3880-5965

3 掲示板を設置、建て替え、修繕したい

(1) 掲示板設置費用助成

助成対象事業	町会・自治会や行政機関の広報活動を地域住民に周知するために、区域内に設置・修繕する掲示板の費用を助成します。 ※ 他の助成金等との併用はできません。										
対 象 団 体	区に登録のある単一の町会・自治会 ※ 同一年度内において1回のみ申請が可能です。 ※ 助成を受けた掲示板は、助成を受けた次の年度の4月1日から起算して10年を経過するまでは次の申請ができません。										
助 成 金 額	掲示板設置・修繕費用（対象経費の9割） <table border="1"> <thead> <tr> <th>各町会・自治会の総世帯数</th><th>助成の上限額</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1～1,000世帯</td><td>10万円</td></tr> <tr> <td>1,001～2,000世帯</td><td>20万円</td></tr> <tr> <td>2,001～3,000世帯</td><td>30万円</td></tr> <tr> <td>3,001世帯以上</td><td>40万円</td></tr> </tbody> </table> ※ 総世帯数については地域担当の区民事務所にご確認ください。 ※ 一度の申請で設置・修繕を行う掲示板数に制限はありません。 ※ 1,000円未満の端数が生じた場合は切り捨てです。	各町会・自治会の総世帯数	助成の上限額	1～1,000世帯	10万円	1,001～2,000世帯	20万円	2,001～3,000世帯	30万円	3,001世帯以上	40万円
各町会・自治会の総世帯数	助成の上限額										
1～1,000世帯	10万円										
1,001～2,000世帯	20万円										
2,001～3,000世帯	30万円										
3,001世帯以上	40万円										
募 集 期 間	5月1日から12月末まで ※ 原則、1日から末日に申請のあったものに対し翌月中旬までに交付決定します（お急ぎの場合は要相談）。										
留 意 点	① 交付決定前に購入・設置・修繕した掲示板は助成対象外です。 ② 既存掲示板の撤去費用（移設・建て替え等含む）や用地取得に係る経費は助成対象外です。 ③ 企業等からの助成がある場合は、その金額を差し引いた経費の一部を助成します。事前に地域担当の区民事務所にご相談ください。 ④ 公園内に設置する際は、申請時に<u>パークイノベーション推進課</u>からの許可書が必要です。許可書の発行方法は9ページをご覧ください。 ⑤ 区道路上に設置する際は、申請時に<u>道路管理課</u>からの許可書が必要です。許可書の発行方法は9ページをご覧ください。 ⑥ 設置・修繕終了後に実績報告書を提出し、3月31日までに助成金額確定通知書を受けることが必要です。 ※ 助成金の支払いは、原則、1日から末日に実績報告書の提出があったものに対し翌月中旬までに助成金額の確定を行い、下旬頃に振込みます（お急ぎの場合は要相談）。										
相 談 窓 口	地域担当の区民事務所（連絡先は28ページをご覧ください）										

許 可 書 発 行 方 法	公園内に設置するためのパークイノベーション推進課への提出書類 (1) 区立公園・区立児童遊園 ① 公園施設設置申請書 ② 公園施設使用料減免申請書 ③ 掲示板の寸法がわかる施設構造図 ④ 公園のどの辺りに設置するのかを図示した設置位置図 (2) プチテラス ① プチテラス占用申請書 ② プチテラス占用料減免申請書 ③ 掲示板の寸法がわかる施設構造図 ④ 公園のどの辺りに設置するのかを図示した設置位置図 ※ 要綱と照らし合わせ、事前の立会いが必要になるため、申請書だけでは許可書の発行はできません。申請方法の詳細については、<u>パークイノベーション推進課 公園占用・台帳担当</u>にお問い合わせください。 お問い合わせ先：03-3880-0799
	区道路上に設置するための道路管理課への提出書類 ① 道路占用許可申請書（3枚複写）1部 ② 図面（案内図、平面図、断面図）各2部 ③ 道路使用許可申請書2部・・・上記②と同じ図面と保安図を2部ずつ添付してください。 ④ 道路占用料減免申請書 ⑤ 自治会掲示板設置に関する理由書 ※ 事前の立会いが必要になるため、申請書だけでは許可書の発行はできません。申請方法の詳細については、<u>道路管理課占用係</u>にお問い合わせください。 ※ 道路交通法第77条により、道路において工事をしようとする者又は当該工事の請負人は、所轄警察署長の許可を受けなければならないという規定があります。 お問い合わせ先：03-3880-5907

4 防災倉庫を設置、建て替え、修繕したい

(１) 自主防災倉庫設置事業助成

助成対象事業	町会・自治会が防災用資機材等を適正かつ有効に収納・管理するために、区域内に設置・修繕する防災倉庫の費用を助成します。 ※ 他の助成金等との併用はできません。												
対 象 団 体	区に登録のある単一の町会・自治会 ※ 同一年度内において１回のみ申請が可能です。 ※ 助成を受けた防災倉庫は、助成を受けた次の年度の４月１日から起算して１０年を経過するまでは次の申請ができません。												
助 成 金 額	防災倉庫１棟あたり上限４０万円（対象経費の６割） <table> <tr> <th>各町会・自治会の総世帯数</th><th>倉庫の上限数</th></tr> <tr> <td>１～１,０００世帯</td><td>１</td></tr> <tr> <td>１,００１～２,０００世帯</td><td>２</td></tr> <tr> <td>２,００１～３,０００世帯</td><td>３</td></tr> <tr> <td>３,００１～４,０００世帯</td><td>４</td></tr> <tr> <td>４,００１世帯以上</td><td>５</td></tr> </table> ※ 総世帯数については地域担当の区民事務所にご確認ください。 ※ １,０００円未満の端数が生じた場合は切り捨てです。	各町会・自治会の総世帯数	倉庫の上限数	１～１,０００世帯	１	１,００１～２,０００世帯	２	２,００１～３,０００世帯	３	３,００１～４,０００世帯	４	４,００１世帯以上	５
各町会・自治会の総世帯数	倉庫の上限数												
１～１,０００世帯	１												
１,００１～２,０００世帯	２												
２,００１～３,０００世帯	３												
３,００１～４,０００世帯	４												
４,００１世帯以上	５												
募 集 期 間	５月１日から１２月末まで ※ 原則、１日から末日に申請のあったものに対し翌月中旬までに交付決定します（お急ぎの場合は要相談）。												
留 意 点	① 交付決定前に購入・設置・修繕した防災倉庫は助成対象外です。 ② 町会・自治会会館に併設するものは助成対象外です。 ③ 既存の防災倉庫の撤去費用（移設・建て替え等含む）や整地等の土地の造成費用は助成対象外です。 ④ 助成制度を活用し設置・修繕できる数は、年度にかかわらず上限数までです。 ⑤ 公園内に設置する際は、申請時にパークイノベーション推進課からの許可書が必要です。許可書の発行方法は１１ページをご覧ください。 ⑥ 学校内に設置する際は、申請前に学校施設管理課からの許可書が必要です。許可書の発行方法は１１ページをご覧ください。 ⑦ 設置・修繕終了後に実績報告書を提出し、３月３１日までに助成金額確定通知書を受けることが必要です。 ※ 助成金の支払いは、原則、１日から末日に実績報告書の提出があったものに対し翌月中旬までに助成金額の確定を行い、下旬頃に振込みます（お急ぎの場合は要相談）。												
相 談 窓 口	地域担当の区民事務所（連絡先は２８ページをご覧ください）												

許可書 発行方法	公園内に設置するためのパークイノベーション推進課への提出書類 (1) 区立公園 ① 防災資機材倉庫設置・管理許可申請書 ② 防災倉庫の寸法がわかる施設構造図 ③ 公園のどの辺りに設置するのかを図示した設置位置図 (2) 区立児童遊園 ① 児童遊園目的外使用許可申請書 ② 児童遊園目的外使用料減免申請書 ③ 防災倉庫の寸法がわかる施設構造図 ④ 公園のどの辺りに設置するのかを図示した設置位置図 (3) プチテラス ① プチテラス占用申請書 ② プチテラス占用料減免申請書 ③ 防災倉庫の寸法がわかる施設構造図 ④ 公園のどの辺りに設置するのかを図示した設置位置図 ※ 設置するにあたり下記3点を兼ね備える必要があります。 ① 1階建て ② 一つの公園に計2棟まで ③ 2棟あわせて20㎡以内。公園の広さによって異なるため、詳細は<u>パークイノベーション推進課</u>にお問い合わせください。 ※ 要綱と照らし合わせ、事前の立会いが必要であるため、申請書だけでは許可書の発行はできません。申請方法の詳細については、<u>パークイノベーション推進課 公園占用・台帳担当</u>にお問い合わせください。 お問い合わせ先：03-3880-0799
	学校に設置するための学校施設管理課への提出書類 ① 行政財産使用許可申請書 ② 行政財産使用料減免申請書 ③ 案内図 ④ 校内位置図 ⑤ 設置する倉庫の仕様書 ※ 申請を行う前に副校長に相談し、学校活動に支障がないことの確認と、学校長から使用許可の内諾を得る必要があります。申請方法の詳細については、<u>学校施設管理課学校施設係</u>にお問い合わせください。 お問い合わせ先：03-3880-5072

5 町会・自治会行事に使用する物品を購入、追加したい

(1) 活動用テント購入助成 **【R8拡充（令和10年度まで）】**

助成対象物品	町会・自治会が交通安全運動や行事等を実施するために使用するテント等の購入・処分費用を助成します。 ※ 他の助成金等との併用はできません。
対 象 団 体	区に登録のある単一の町会・自治会 ※ この助成制度は令和8年度から令和10年度までの予定です。3年間のうち1回のみ申請が可能です。
助 成 金 額	上限15万円（対象経費の10割）拡充
募 集 期 間	5月1日から12月末まで ※ 原則、1日から末日に申請のあったものに対し翌月中旬までに交付決定します（お急ぎの場合は要相談）。
助成対象経費	① テントの購入、購入に伴い廃棄するテントの処分費用 ② 横幕やおもり等のテント付属品の購入、購入に伴い廃棄するテント付属品の処分費用
留 意 点	① 『活動活性化用物品』の助成を受けてテントを購入している場合も、本助成を受けることが可能です。 ② テントの天幕に、区に登録している町会・自治会の正式名称を表示してください。 ③ テント付属品のみの購入は助成対象外です。 ④ 交付決定前に購入した物品は助成対象外です。 ⑤ テント購入後に実績報告書を提出し、3月31日までに助成金額確定通知書を受けることが必要です。 ※ 助成金の支払いは、原則、1日から末日に実績報告書の提出があったものに対し翌月中旬までに助成金額の確定を行い、下旬頃に振込みます（お急ぎの場合は要相談）。
相 談 窓 口	地域担当の区民事務所（連絡先は28ページをご覧ください）

(2) 活動活性化用物品助成

ア 活動活性化用物品

助成対象物品	町会・自治会活動で使用する、下記に記載している物品の購入費用を助成します。 ※ 他の助成金等との併用はできません。
対 象 団 体	区に登録のある単一の町会・自治会 ※ 助成を受けた次の年度の4月1日から起算して5年を経過するまでは次の申請 ができません。
助 成 品 目 及 び 助 成 金 額	活動活性化用物品【限定列举】・・・上限10万円（対象経費の6割） ① 法被、ジャンパー、Tシャツ等の上着★ ② のぼり★ ③ 机、椅子 ④ AED ⑤ 草刈機 ⑥ 調理器具 ※ ★の物品は、区に登録した町会・自治会の正式名称を表示してください。 ※ 1,000円未満の端数が生じた場合は切り捨てです。
募 集 期 間	5月1日から12月末まで ※ 原則、1日から末日に申請のあったものに対し翌月中旬までに交付決定します （お急ぎの場合は要相談）。
留 意 点	① 交付決定前に購入した物品は助成対象外です。 ② 既存の物品の廃棄に係る経費は助成対象外です。 ③ 物品購入後に実績報告書を提出し、3月31日までに助成金額確定通知書を受 けることが必要です。 ※ 助成金の支払いは、原則、1日から末日に実績報告書の提出があったものに対し翌月 中旬までに助成金額の確定を行い、下旬頃に振込みます（お急ぎの場合は要相談）。
相 談 窓 口	地域担当の区民事務所（連絡先は28ページをご覧ください）

イ 加入勧誘時配付用物品

助成対象物品	町会・自治会未加入世帯への加入勧誘時に配付する物品の購入費用を助成します。 ※ 他の助成金等との併用はできません。
対 象 団 体	区に登録のある単一の町会・自治会 ※ 助成を受けた次の年度の4月1日から起算して5年を経過するまでは次の申請ができません。
助 成 品 目 及 び 助 成 金 額	加入勧誘時配付用物品・・・上限5万円（対象経費の10割） ① タオル ② 防災グッズ（ブランケット等） ③ ポケットティッシュ 等 ※ 一世帯あたり税込単価300円以内です（名入れ代込み）。300円以内であれば、複数個組み合わせることも可能です。 ※ 物品や包装に、区に登録している町会・自治会の正式名称を表示してください。
募 集 期 間	5月1日から12月末まで ※ 原則、1日から末日に申請のあったものに対し翌月中旬までに交付決定します（お急ぎの場合は要相談）。
留 意 点	① 交付決定前に購入した物品は助成対象外です。 ② 既存の物品の廃棄に係る経費は助成対象外です。 ③ 物品購入後に実績報告書を提出し、3月31日までに助成金額確定通知書を受け取る必要があります。 ※ 助成金の支払いは、原則、1日から末日に実績報告書の提出があったものに対し翌月中旬までに助成金額の確定を行い、下旬頃に振込みます（お急ぎの場合は要相談）。
相 談 窓 口	地域担当の区民事務所（連絡先は28ページをご覧ください）

ウ デジタル回覧板導入物品

助成対象物品	町会・自治会運営に必要なデジタル回覧板導入用物品の購入費用を助成します。 ※ 他の助成金等との併用はできません。
対 象 団 体	区に登録のある単一の町会・自治会 ※ 助成を受けた次の年度の4月1日から起算して5年を経過するまでは次の申請ができません。
助 成 品 目 及 び 助 成 金 額	デジタル回覧板導入用物品・・・上限10万円（対象経費の10割） ① パソコン ② タブレット ③ スキャナー 等
募 集 期 間	5月1日から12月末まで ※ 原則、1日から末日に申請のあったものに対し翌月中旬までに交付決定します（お急ぎの場合は要相談）。
留 意 点	① 交付決定前に購入した物品は助成対象外です。 ② 既存の物品の廃棄に係る経費は助成対象外です。 ③ 物品購入後に実績報告書を提出し、3月31日までに助成金額確定通知書を受け取る必要があります。 ※ 助成金の支払いは、原則、1日から末日に実績報告書の提出があったものに対し翌月中旬までに助成金額の確定を行い、下旬頃に振込みます（お急ぎの場合は要相談）。
相 談 窓 口	地域担当の区民事務所（連絡先は28ページをご覧ください）

6 防犯パトロールに使用する物品を購入、追加したい

(1) 地域防犯活動助成

助成対象事業	地域の自主防犯活動費を助成します。
対 象 団 体	区内の町会・自治会、商店街、青少年団体、学校関係者等の地域住民によって結成される団体 ※ 1団体につき同一年度内において1回のみ申請が可能です。
助 成 金 額	① 構成員が5人以上10人未満・・・上限 6万円 ② 構成員が10人以上20人未満・・・上限 8万円 ③ 構成員が20人以上・・・・・・・・・・上限10万円 ※ いずれも1,000円未満の端数が生じた場合は切り捨てです。
対 象 品 目	① 電飾ベスト ② ジャンパー ③ 帽子 ④ 拡声メガホン ⑤ 懐中電灯 ⑥ のぼり旗 ⑦ 防犯チラシ 等 ※ 詳しくは助成金交付要綱をご覧になるか、下記の担当へお問い合わせください。
募 集 期 間	6月1日から11月30日まで
留 意 点	① 月に2回以上、継続して防犯パトロールを実施する必要があります。 ② 交付決定前に購入した物品は助成対象外です。 ③ 原則、5年以内に助成を受けた物品は再度助成できません。 ※ ただし、劣化等により買い替えが必要なものは再度助成できる場合があるため、下記の担当までお問い合わせください。
相 談 窓 口	危機管理課 防犯活動支援係 03-3880-5435

7 防犯カメラを設置したい

(1) 地域における見守り活動支援事業補助金

助成対象事業	防犯カメラ設置費用の96%を助成します。
対 象 団 体	区内の町会・自治会、学校PTA、商店街、マンション管理組合等、一定の区域の住民によって構成される団体 ※ 商店街が申請する場合は、町会・自治会等と連携が必要です。 ※ 1団体につき同一年度内において1回のみ申請が可能です。
助 成 金 額	原則、1団体につき上限576万円（対象経費の96%） ※ 1,000円未満の端数が生じた場合は切り捨てです。 ※ 他の町会・自治会等と連携した場合の上限は864万円です。 ※ 防犯カメラ1台あたりの上限は60万円です。
募 集 期 間	4月1日から6月30日まで ※ <u>令和8年度の募集は終了しました。</u>
留 意 点	① 月に1回以上、防犯パトロールを実施する必要があります。 ② 不特定多数の人が往来する道路を映すために設置するカメラが対象です。 ※ 駐輪場やゴミ置き場、私有地等の特定の場所を映すものは助成対象外です。 ③ 他の防犯カメラと撮影場所が重ならないものに限ります。 ④ 申請をご検討の際は、事前に下記の担当までご相談ください。
相 談 窓 口	危機管理課 防犯活動支援係 03-3880-5435

8 私道防犯灯を設置、取り替えたい

(1) 私道防犯灯設置助成

助成対象事業	交通の安全、犯罪の防止及び生活環境整備のため、私道上等への防犯灯の設置、および設置された防犯灯の取替・撤去工事を助成します。		
対 象 団 体	国又は地方公共団体以外の設置者 ※ 町会・自治会、地域住民、その他個人等が該当となります。		
助 成 要 件	① 幅員が1.2m以上で道路の両端が公道に接している私道 ② 幅員が1.2m以上で利用戸数が2戸以上の私道 ③ 学校、幼稚園又は保育園等の公共施設に通じていて、区長が適当と認めた私道 ※ 集合住宅等の敷地内通路に設置するものは助成対象外です。 ※ 助成を受けて10年未満の防犯灯の取替（機器故障等を除く）は助成対象外です。		
助 成 金 額	以下の基準に基づく標準工事費の範囲内（対象経費の10割）		
	工 種	形 状・規 格	標準工事費（税込）
	共架式新設工事（FL20w相当以上）	LED灯	92,700円
	独立式新設工事（FL20w相当以上）	LED灯	430,200円
	東京電力等申請手続き		35,200円
	NTT柱電源配線工	NTT柱への新設のみ	24,000円
	架空配線工	引込用電線	2,300円
	共架式撤去	電柱共架	18,200円
	独立式撤去	木・鉄柱等	19,600円
	独立柱取替（標示板設置）	ポールのみ	398,700円
	独立柱取替（標示板既設）	ポールのみ	384,800円
	※ 設置費用の額が標準工事費を下回る場合は、その実際に要した費用の額となります。		
募 集 期 間	4月から2月頃まで ※ 年度内に工事を完了させ「完了届」を提出してください。 ※ 年度をまたぐ工事は原則として助成対象外です。		
留 意 点	① 交付決定前に着工した工事・支出した経費は助成対象外です。 ② 独立柱を設置する場合は、土地所有者の「土地使用承諾書」を提出してください。 ③ 設置工事完了後は速やかに「完了届」を提出し、設置基準に適合しているか区の検査を受ける義務があります。基準を満たさない場合や、年度内に完了届が出ない場合は決定が取り消されるため、ご注意ください。		
相 談 窓 口	道路管理課 助成担当 03-3880-5012		

9 会館・土地の賃借料、会議室の使用料の助成を受けたい

(1) 会館等賃借料及び借用施設の使用料助成

ア 会館・土地の賃借料

助成対象事業	会館等を所有しておらず、貸主と町会・自治会との間で1年以上利用の同意が取り交わされ継続した利用が見込まれる、町会・自治会が会館・土地を管理・運営している建物・土地の賃借料を助成します。 ※ 申請前に区民事務所（区）と事前協議が必要です。 ※ 各町会・自治会1か所のみ対象です。 ※ 他の助成金等との併用はできません。
対 象 団 体	区に登録のある単一の町会・自治会 ※ 同一年度内において1回のみ申請が可能です。
助 成 金 額	賃借料・・・上限20万円（対象経費の6割） ※ 敷金、礼金、保証金、手数料、更新料、共益費等は除きます。 ※ 1,000円未満の端数が生じた場合は切り捨てです。
募 集 期 間	5月1日から3月中旬まで（令和8年度は3月12日まで） ※ 対象経費を支払い後に申請してください。 ※ 原則、1日から末日に申請のあったものに対し翌月中旬までに交付決定します。3月に申請のあったものは3月末日までに交付決定します（お急ぎの場合は要相談）。 ※ 助成金の振込み時期について、交付決定後に請求書兼口座振替依頼書を提出いただき、原則2週間～1か月後に助成金を振込みます（お急ぎの場合は要相談）。
助 成 対 象 外	① 単に民家の一室等を借用しているもの ② 単に広場、ロビー、倉庫又は駐車場を借用しているもの ③ マンション又はアパートのみで構成される町会・自治会で、マンション管理組合等の別組織が所有しているもの ④ 区等から土地の貸付を受け、減免されているもの ⑤ 賃借する物件が町会・自治会で使用していない、又は他の団体が占有しているもの
相 談 窓 口	地域担当の区民事務所（連絡先は28ページをご覧ください）

※ 同一年度内において、会館・土地賃借料又は借用施設の使用料（20ページ参照）のどちらか一回のみ申請可能です。

イ 借用施設の使用料

助成対象事業	会館等を所有しておらず、借用施設の使用目的が、町会・自治会の運営、活動に関する会議、事業の準備等である会議室の使用料を助成します。 ※ 他の助成金等との併用はできません。
対 象 団 体	区に登録のある単一の町会・自治会 ※ 同一年度内において1回のみ申請が可能です。
助 成 金 額	使用料・・・上限 3万円（対象経費の6割） ※ 敷金、礼金、保証金、手数料、更新料、共益費等は除きます。 ※ 1,000円未満の端数が生じた場合は切り捨てです。
募 集 期 間	5月1日から3月中旬まで（令和8年度は3月12日まで） ※ 対象経費を支払い後に申請してください。 ※ 原則、1日から末日に申請のあったものに対し翌月中旬までに交付決定します。3月に申請のあったものは3月末日までに交付決定します（お急ぎの場合は要相談）。 ※ 助成金の振込み時期について、交付決定後に請求書兼口座振替依頼書を提出いただき、原則2週間～1か月後に助成金を振込みます（お急ぎの場合は要相談）。
助 成 対 象 外	① 区等が設置する施設等で、減免することができるもの ② 専ら飲食や娯楽のために利用する施設であるもの
相 談 窓 口	地域担当の区民事務所（連絡先は28ページをご覧ください）

※ 同一年度内において、会館・土地賃借料（19ページ参照）又は借用施設の使用料のどちらか一回のみ申請可能です。

10 会館の建設、修繕等を行いたい

(1) 会館整備事業助成

ア 建設、修繕、用地取得

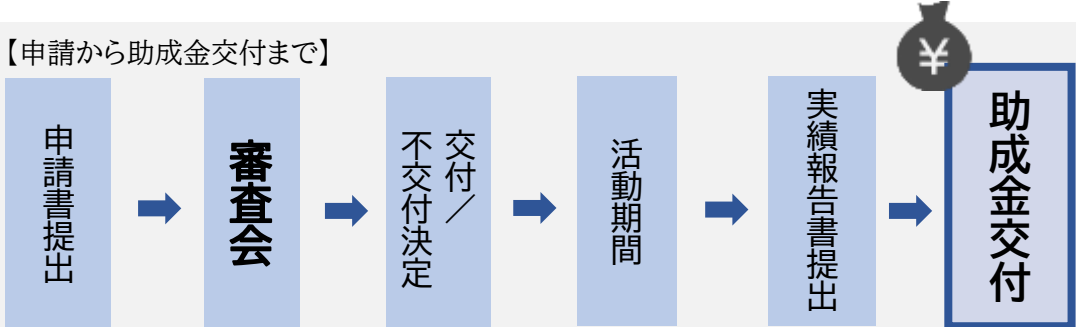
助成対象事業	建設	法人化した町会・自治会が行う、工事費100万円以上の会館の新築、改築、修繕または建物の購入費用を助成します。
	修繕	※ 会館の床面積 1階建て・・・30平方メートル以上 2階建て以上・・・50平方メートル以上 ※ 増改築の場合は、増改築に係る床面積が10平方メートルを超え、かつ、増改築後の床面積が前述のとおりであること。
	用地取得	法人化した町会・自治会が行う、建物の新築又は建物の購入に伴う土地の購入、借地権の設定、既に町会・自治会が所有している建物が適法に存する土地の購入費用を助成します。 ※ 現に建物がない場合は、土地の購入日から3年以内に建設する場合に限る。 ※ 造成経費並びに借地権料及び区有地を借地した場合の借地権利金は除く。
※ 他の助成金等との併用はできません。		
対象団体 及び 助成金額	法人化している町会・自治会・・・上限1,000万円（対象経費の6割） ※ 助成を受けた町会・自治会は、助成を受けた年度から起算して10年を経過するまでは次の申請ができません。 ※ 備品、什器類の購入経費は助成対象外です（エアコン、照明器具、厨房器具を除く）。 ※ 会館管理運営費用は助成対象外です。 ※ 1,000円未満の端数が生じた場合は切り捨てです。	
募集期間	通年 ※ 申請を受けてから1か月程度で交付決定します。	
留意点	工事完了又は建物購入後1年を経過したものは、申請することができません。	
相談窓口	地域担当の区民事務所（連絡先は28ページをご覧ください）	

イ 不動産登記に伴う法定手続き費用

助成対象事業	法人化した町会・自治会が所有する会館の敷地の不動産登記に伴う法定手続費用を助成します。 ※ 町会・自治会会館として独立した施設であること。 ※ 他の助成金等との併用はできません。
対 象 団 体 及 び 助 成 金 額	法人化している町会・自治会・・・上限100万円（対象経費の5割） ※ 助成を受けた町会・自治会は、助成を受けた年度から起算して10年を経過するまでは次の申請ができません。 ※ 1,000円未満の端数が生じた場合は切り捨てです。
募 集 期 間	通年 ※ 申請を受けてから1か月程度で交付決定します。
留 意 点	交付決定前に支出した経費は助成対象外です。
相 談 窓 口	地域担当の区民事務所（連絡先は28ページをご覧ください）

11 環境に貢献する活動をしたい

(1) 環境基金助成

助成対象事業	区内で実施する環境貢献活動に助成します。 「新たに取り組む活動」または「すでに取り組んでいる活動の拡充」部分が対象です。
対 象 団 体	① 区民、区内の事業者・団体（町会・自治会含む） ② 区内で助成対象活動を行う区外の事業者・団体
助 成 金 額	① ファーストステップ助成・・・上限20万円 （環境に関する勉強会など、新たな環境貢献活動のきっかけづくりとなるもの） ② eco U-30助成・・・上限30万円 （30歳未満が主体もしくは対象となる環境貢献活動） ③ 一般助成・・・上限1,000万円（原則、助成対象経費の5割） ※ 1,000円未満の端数が生じた場合は切り捨てです。 【活動の例】 ① 学生からシニア世代を交えたごみ拾いイベントの実施と環境啓発講座の開催 ② 町会・自治会の役員及び住民へ向けた勉強会や施設見学を実施し、敷地内の緑化や緑地の保全、廃棄物の適正処理と地域への啓発活動
募 集 期 間	4月から5月まで、12月から1月頃まで（2回募集予定） ※ 区ホームページとあだち広報でお知らせします。 【申請から助成金交付まで】  <pre> graph LR A[申請書提出] --> B[審査会] B --> C[不交付決定 / 交付] C --> D[活動期間] D --> E[実績報告書提出] E --> F[助成金交付] </pre>
留 意 点	① 足立区環境基金審査会による審査があります。 ② 申請書類は区ホームページまたは、環境政策課窓口で配布しています。 ③ 申請前に、下記担当へ事前相談が必要です。
相 談 窓 口	環境政策課 計画推進係 03-3880-6049

1 助成金の活用事例

『町会・自治会未加入世帯も参加できる子ども向けイベント費用助成』を活用 (令和7年度 興野町会)

子ども向けイベントとして「もちつき大会」を実施しました。本イベントは、町会未加入世帯も参加できるよう、誰でも気軽に来場できる環境を整えました。開催2か月前から、町会ホームページ、掲示板、回覧板で周知したことやPTAを通じて案内したことから、多くの子どもたちに参加してもらうことができました。

当日は、参加した子どもたちが日本の伝統文化を体験する機会となり、町会が貴重な経験・体験ができる場であることをアピールできたと考えています。さらに、世代間の会話が生まれる機会につながり、地元愛の醸成にも寄与できたのではないかと考えています。

今回のイベントでは、町会の子ども向けイベントをまとめたチラシの配布も行い、町会未加入の方に活動を知ってもらうきっかけとなりました。町会の雰囲気が入った方から加入申し込みもあった充実したイベントとなりました。



『地域活性化事業助成』を活用

(令和7年度 東和一丁目自治会)

シニアコミュニティの再構築や高齢者の閉じこもり防止を目的として、「絆たいそう教室」を専門家の指導のもと毎月1～2回開催し、転倒防止や歩行改善に効果的な運動指導と筋量測定会を実施しました。

地域包括支援センターの協力で募集を行ったことや、口コミにより回を重ねるごとに新規参加者が増え、想定を上回る参加により大成功の事業となりました。

この事業を通じて高齢者の健康意識が高まり、区が推奨する「ぱく増し(たんぱく質を多く含む食生活)」に関心を持つ方や運動習慣を見直すきっかけとなる方が多く、大変好評をいただきました。

『掲示板設置費用助成』を活用

(令和7年度 六木二丁目町会)

マグネットタイプの掲示板を設置するために助成金を使わせていただきました。掲示する担当者から「手が痛くなることや指を切る心配がなくなった」と聞いております。

また、掲示物が雨に濡れないよう扉があるものにしたため、掲示物の劣化を防ぎつつ、安心して閲覧できるようになりました。

助成金を活用して設置した掲示板は10年間助成金で買い替えることはできませんが、設置場所が異なれば助成金を活用できるため、別の場所の掲示板も順次更新していく予定です。

『活動活性化用物品助成』を活用

(令和7年度 千住八千代自治会)

地域の清掃活動やパトロールで使用するため、自治会活動用のビブスを購入しました。

活動時に参加者全員がビブスを着用することで一体感が生まれ、地域の方々から声をかけていただく機会も増えました。その結果、自治会活動を知ってもらうきっかけとなっています。

『加入勧誘時配付用物品助成』を活用

(令和7年度 西保木間二丁目町会)

これまで町会加入を勧めるお宅訪問では粗品をお渡ししていませんでした。今回の助成金で町会名入りのタオルを購入し、未加入世帯へのお宅訪問時に活用しています。

タオルを1つ用意するだけで役員の気が楽になるとともに、訪問先の方々にも喜んでいただくことができます。



『地域防犯活動助成』を活用

(令和7年度 下沼田町会)

通年でパトロールを行っていますが、今回は町会名入りのジャンパーの購入補助を申請しました。町会名入りのジャンパーを着用することで、防犯活動を広く地域に周知できるほか、活動員の統一感が生まれ、地域住民に安心感を与える効果が期待されます。青色防犯パトロールをはじめとした様々な防犯活動で継続的に着用し、防犯意識の啓発に活用しています。

『地域における見守り活動支援事業補助金』を活用

(令和7年度 千住曙町自治会)

高額な防犯カメラですが、96%の補助もあり設置をすることができました。

地域全体の安心感が格段に増したように感じます。先日、警察の捜査にカメラ映像を提供したところ検挙に繋がり、後日警察署長から自治会へ感謝状をいただきました。町会内でも喜びの声が広がっています。設置費用の他にも、点検・修繕費や維持管理費の補助もあるため助かっています。

『私道防犯灯設置助成』を活用

(令和7年度 舎人町会)

新たに私道防犯灯の新設や、従来の蛍光灯から LED 灯に交換する設置工事にあたり、令和6年度から区が工事費の実費相当分を補助してもらえるとの話を聞きました。

私たちの町会は、この機を逃さず、街を明るく照らし、節電効果もある、LED タイプの私道防犯灯への切り替えに積極的に取り組むことにしました。

その結果、令和7年度は、町内全体で55灯もの防犯灯(LED灯タイプ)を区の補助金で取り替えることができ、夜間の視認性の向上により、自動車事故の予防や子どもの一人歩きについても、以前より安心感が増してきたと感じております。

今後も、町会として、引き続き『私道防犯灯設置助成』を活用し、より明るく生き生きとした街づくりに取り組んでいきたいと決意を新たにしております。

『環境基金助成』を活用

(令和6年度 かけはしサロン ※)

※千住地域を拠点とし、地域活動に取り組む団体

「多世代ごちゃまぜのゴミ拾いイベントの開催とコミュニティの共創」を実施しました。

大学生からシニア世代までが参加し、ゴミ拾いを通じた世代間交流により、若年層の環境意識の向上につなげることができました。また、関係機関との協力関係を構築することで、持続可能なコミュニティを立ち上げることができました。

助成金は専門家による講話への謝金や参加者を募るための広告費などに活用しました。



2 相談窓口

地域調整課の助成金の申請は地域担当の区民事務所にご相談ください。その他部署の助成金の申請は各部署にご相談ください。

令和8年10月1日現在

区民事務所	電話番号	所在地
伊 興	03-3899-1048	伊興 1-24-12
梅 田	03-3880-5381	梅田 7-33-1 エル・ソフィア内
興 本	03-3889-0457	本木東町 17-10
江 南	03-3912-9351	小台 2-4-18 江南センター内
江 北	03-3890-4201	江北 3-39-4 江北センター内
佐 野	03-3628-3271	佐野 2-43-5 佐野センター内
鹿 浜	03-3853-2301	鹿浜 6-8-1 鹿浜センター内
新 田	03-3919-7126	新田 2-2-2 新田センター内
千 住	03-3882-1133	千住 3-92 千住ミルディス1番館10階
竹 の 塚	03-3883-1400	竹の塚 2-25-17 竹の塚センター内
中 央 本 町	03-3880-5904	中央本町 1-17-1 区役所南館3階
舎 人	03-3899-4014	舎人 1-3-26 舎人センター内
中 川	03-3605-8471	中川 4-43-4
西 新 井	03-3890-4331	西新井 1-4-17 西新井センター内
花 畑	03-3884-4451	花畑 4-20-2 ※仮設庁舎
東 綾 瀬	03-3620-1951	東綾瀬 2-3-21 ※仮設庁舎
保 塚	03-3858-9870	保塚町 7-16 保塚センター内

地域調整課 地域調整係	03-3880-5864	中央本町 1-17-1 区役所南館3階
環境政策課 計画推進係	03-3880-6049	中央本町 1-17-1 区役所南館11階
危機管理課 防犯活動支援係	03-3880-5435	中央本町 1-17-1 区役所南館7階
道路管理課 助成担当	03-3880-5012	中央本町 1-17-1 区役所北館4階

町会・自治会への助成制度一覧 令和8年度版

令和8年10月発行

発 行 足立区

編 集 足立区 地域のちから推進部 地域調整課 地域調整係

住 所 〒120-8510 足立区中央本町1-17-1 南館3階

